

名古屋市介護保険住宅改修費受領委任払い制度の取扱事業者の登録申請について

1 提出書類

名古屋市介護保険住宅改修費受領委任払い制度の取扱事業者として登録いただくには、次の書類を提出していただく必要があります。

- (1) 名古屋市住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者 登録届出書（様式第1号）
- (2) 名古屋市住宅改修費受領委任払い制度に係る誓約書（様式第2号）
- (3) 名古屋市住宅改修費受領委任払い制度 代理受領に係る届出書（様式第3号）
- (4) 「登記事項証明書（商業・法人登記）」、「開業届の控え」等の写し

2 事業者登録の方法

事業者登録は、住宅改修を施工する事業所ごとに行っていただきます。

多くの事業者の方は、事業者自身が住宅改修を行う事業所であるかと存じますが、事業者の方が複数の事業所をお持ちの場合には、それぞれの住宅改修を行う事業所ごとに登録をしていただくため、登録申請に際して提出していただく書類は、登録を行う事業所の箇所数分ご用意いただく必要があります。

なお、様式第1号、様式第2号、様式第3号いずれの様式も、申請者欄は事業者代表者名でご記入いただきます。

3 住宅改修費の代理受領

事業者代表者の方が、住宅改修費の代理受領者となります。そのため、「名古屋市住宅改修費受領委任払い制度 代理受領に係る届出書（様式第3号）」は、事業者代表者のお取引のある金融機関（郵便局を除きます。）についてご記入ください。

4 住宅改修費の代理受領の例外

前記3のとおり、住宅改修費の代理受領者は、事業者代表者の方が原則となりますが、登録する事業所ごとに受領することも可能です。

なお、その場合には、事業者の代表者から事業所の代表者等への委任状が必要となります。

5 事業者登録のパターン

事業者登録のパターンは、基本的に次の4つのパターンが想定されます。

それぞれのパターンに応じて、「事業者登録のパターンと登録申請書類の記入について」を参考に申請書類を作成ください。

＝パターン1：事業者と事業所が同一の場合＝

○事業者	(株) 三の丸工業	代表取締役	三の丸	太郎
○住宅改修施工事業所	(株) 三の丸工業	代表取締役	三の丸	太郎
○住宅改修費の代理受領者	(株) 三の丸工業	代表取締役	三の丸	太郎

＝パターン2：事業者と事業所が異なる場合＝

○事業者	(株) 三の丸工業	代表取締役	三の丸	太郎
○住宅改修施工事業所	三の丸工業東営業所	営業所長	介護	一郎
○住宅改修費の代理受領者	(株) 三の丸工業	代表取締役	三の丸	太郎

＝パターン3：事業者が複数の事業所を有する場合＝

○事業者	(株) 三の丸工業	代表取締役	三の丸	太郎
○住宅改修施工事業所	三の丸工業東営業所	営業所長	介護	一郎
	三の丸工業西営業所	営業所長	市役所	二郎
○住宅改修費の代理受領者	(株) 三の丸工業	代表取締役	三の丸	太郎

＝パターン4：住宅改修費の代理受領者を事業者代表でなく、事業所代表者とする場合＝

○事業者	(株) 三の丸工業	代表取締役	三の丸	太郎
○住宅改修施工事業所	三の丸工業東営業所	営業所長	介護	一郎
○住宅改修費の代理受領者	三の丸工業東営業所	営業所長	介護	一郎

6 申請書類の記入上の留意事項

(1) 様式第1号「名古屋市住宅改修費受領委任払制度取扱事業者 登録届出書」

○申請者欄は、事業者代表者名となります。

○複数の事業所を登録する場合には、登録する事業所数分の届出書が必要です。

○各項目の記入は、次を参考にしてください。

①「連絡先：電話番号」欄は、営業時間内における連絡先のほか、営業時間外及び休業日における連絡先があれば併せてご記入ください。

②「営業日」欄は、「○曜日から○曜日」などと記入してください。

国民の祝日、休日、年末年始の期間等を定める場合は、ただし書きをしてください。

③「営業時間」欄は、例えば「10:00から19:00」などと記入してください。

④「通常の事業実施地域」は、名古屋市内における事業実施地域を対象に、区単位で、「〇〇区、〇〇区」と記入してください。

なお、名古屋市全域を事業実施地域とする場合は、「名古屋市内全域」と記入ください。

⑤「利用者からの苦情処理のために講じる措置」欄には、例えば「苦情受け付けを、事業所代表者に一元化して対応」であるとか、「利用者には、住宅改修に係る契約書において苦情担当者を明示」など、苦情処理に対する具体的な対応・取り組みを記入ください。

⑥「介護保険事業者番号」欄は、すでに介護保険事業者として指定を受け、それに伴って事業者番号をお持ちの場合、その事業者番号をご記入ください。

なお、複数の事業者番号をお持ちの場合は、届出書を適宜修正して事業者番号の全てをご記入ください。

⑦「指定を受ける事業」欄は、介護保険事業者として指定を受けている事業の種類をご記入ください。

(2) 様式第2号「名古屋市住宅改修費受領委任払い制度に係る誓約書」

本市の住宅改修費受領委任払い制度に登録いただく事業者の方々には、介護保険法等の法令等を遵守いただくのは、もちろん、その他本市の住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者として遵守いただく内容について誓約書の形にしたものです。

○申請者欄は、事業者代表者名となります。

○名古屋市提出用と事業者控えの2部を作成し、提出してください。

＊事業者控えについては、後日送付します事業者登録承認通知書とともにご返送します。

○複数の事業所を登録する場合には、登録する事業所数分だけ、名古屋市提出用と事業者控えをそれぞれ作成し、提出してください。

(3) 様式第3号「代理受領に係る届出書」

登録する事業者がお使いになっている金融機関口座を記入ください。

この金融機関口座が受領委任払い契約に基づき、利用者に代わって住宅改修費を受領するための口座となります。

また、お使いになる口座は、個人名義口座ではなく、事業用の口座をお使いください。

○申請者欄は、事業者代表者名となります。

○複数の事業所を登録する場合には、登録する事業所数分の届出書が必要です。

○住宅改修費の代理受領者は、事業者代表者の方が原則となりますが、登録する事業所ごとに受領することも可能ですが、その場合には、事業者の代表者から事業所の代表者等への委任状が別途必要となります。また、複数の事業所の登録を行う場合には、委任状も各事業所ごとに作成する必要があります。

7 受領委任払い制度取扱事業所の利用者への広報は

取扱い事業所として登録いただいた事業者の方々については、NAGOYA かいごネットへの掲載を行います。

その際の、事業者情報に関しましては、事業者登録に際して提出していただきます様式第1号「名古屋市住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者 登録届出書」によりますのでご了承ください。

8 その他

事業所の名称及び所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに様式第5号「名古屋市介護保険住宅改修費受領委任払い制度取扱事業者登録事項変更届出書」を提出してください。その際、添付資料として変更の内容の記載された、「登記事項証明書（商業・法人登記）」、「開業届の控え」等の写し等も併せてご提出ください。

また、特定福祉用具等販売の事業を廃止するときや、休止又は再開するときは、速や

かに様式第6号「名古屋市介護保険福祉用具購入費受領委任払い制度取扱事業者事業廃止
(休止・再開)届出書」を提出して頂きますようお願いいたします。

その他、事業者登録にかかる申請書類の記載についての照会は、次までお願いします。

名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

電 話 052(972)2594

FAX 052(972)4147